

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 財団は、岐阜市の都市機能と都市環境の向上に資する事業その他まちづくりのために必要な事業を実施することにより、都市の価値を高め、活力と憩い・潤い・安らぎのある持続可能で選ばれるまちの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 魅力と活力あるまちづくりの推進に関する事業
- (2) みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業
- (3) 民間のまちづくり活動や緑化活動の育成・支援に関する事業
- (4) 中心市街地の活性化に関する事業
- (5) まちづくりに関する調査研究・情報提供、普及啓発に関する事業
- (6) 公共施設等の管理・運営に関する事業
- (7) 大学等教育機関の学術研究活動に寄与する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、財団の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 財団の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告書及び決議)

第8条 財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

第4章 評議員

（評議員の定数）

第9条 財団に評議員3名以上7名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会に評議員会長を置き、評議員の互選により定める。

3 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び幹事の報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に年1回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会において選任された議事録の署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第19条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、財団を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、財団の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議によって特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 前条の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 財団は、基本財産の滅失による財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第36条 財団は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第37条 財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 この法人の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岐阜市において発行する岐阜新聞に掲載する方法による。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	22,000千円

附 則

この定款は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成28年6月29日から施行する。

附 則

この定款は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成31年2月1日から施行する。

附 則

この定款は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この定款は令和7年6月6日から施行する。